

## 特定親族特別控除の記載方法について

税制改正により令和8年度（令和7年分）から「特定親族特別控除」が新設されました。生計を一にする特定親族（19歳から22歳）について、扶養控除の範囲外である合計所得金額58万円超であっても、合計所得金額123万円以下であれば所得に応じた控除額を適用できます。

① 「特親」欄に特定親族特別控除の対象者数を記載

## 【記載例】

### (注意点)

特親  
人 従人  
2

特定扶養親族控除の対象者（合計所得 58 万円以下）については、「特親」の人数に含めず、「特定」に記載してください。

② 特別控除対象者の「区分」欄に合計所得金額に応じた区分(2桁)を記載

### 【記載例】

(合計所得) 前橋 太郎: 120 万円 前橋 二郎: 100 万円

フリガナ	マエバシ タロウ	区分	80
氏名	前橋 太郎		
個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2		
フリガナ	マエバシ ジロウ	区分	40
氏名	前橋 二郎		
個人番号	2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		

特定親族の合計所得金額		区分 (特定親族が 居住者)	区分 (特定親族が 非居住者)	控除額
58万円超	85万円以下	10	11	63万円
85万円超	90万円以下	20	21	61万円
90万円超	95万円以下	30	31	51万円
95万円超	100万円以下	40	41	41万円
100万円超	105万円以下	50	51	31万円
105万円超	110万円以下	60	61	21万円
110万円超	115万円以下	70	71	11万円
115万円超	120万円以下	80	81	6万円
120万円超	123万円以下	90	91	3万円

③「特定親族特別控除の額」欄に特定親族特別控除の合計額を記載

【記載例】 6万円+4 1万円

(注意点)

特定親族特別控除の額

# 税制改正による主な変更点(特定親族特別控除については裏面を参照)

## 1. 【所得税】基礎控除額の変更

※お問合せは税務署にお願いします。

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額)	基礎控除額			
	改正後		改正前	
	令和7年・8年分	令和9年分以後		
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円		48万円	
132万円超 336万円以下 (200万3,999円超 475万1,999円以下)	88万円	58万円		
336万円超 489万円以下 475万1,999円超 665万5,556円以下)	68万円			
489万円超 655万円以下 (665万円5,556円超 850万円以下)	63万円			
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)	58万円			

## 2. 給与所得控除額の変更

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	65万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下		その収入金額 × 40% - 10万円
180万円超 190万円以下		その収入金額 × 30% + 8万円

## 3. 控除対象扶養親族等の所得要件の変更

改正後	改正前
合計所得58万円以下	合計所得48万円以下